

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

リスクを取らなければ一步も前に進めません。目標を定め努力を続けても、達成できるとは限りません。それでも挑戦しなければ自分の可能性に気づかず、成功に近づくことができません。

大リーグに挑戦しなければ今のイチローはいません。エジソンの電球発明も挑戦し続けた結果です。挑戦は失敗の連続ですが、成功や自分の進むべき道を教えてくれます。

「これを次に生かしていきたい。勝てる人になりたい」全米プロ選手権初優勝を逃した松山英樹の言葉です。また一步、成功へ近づいています。

私の書棚より

○戦略の基本的なアイディアが、限られた資源を自社の強みに重点投下することにより差別化を図るのであるとすれば、全く同じことは個人についても当てはまるのです。

○自分は価値があると思っている情報を伝えても、その価値が相手に伝わらなければコミュニケーションは成立しないのです。つまり、最終的にコミュニケーションの成否を決めるのは、受け手の理解なのです。

「リーダーの基準」

清水勝彦著 日経BP社

税務アンテナ

□相続により財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内に贈与を受けた財産があるときは、その人の相続財産に贈与を受けた財産を贈与時の価額で加算しなければなりません。

また、二重課税を排除するため、課税されていた贈与税額は、加算された人の相続税から控除されます。

ただし、相続開始前3年以内の贈与でも、贈与税の配偶者控除特例や直系尊属からの非課税の適用を受けた住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金、相続人でない孫や子の配偶者に贈与された財産は加算する必要はありません。

□青色専従者給与は、事業主が生計を一にする配偶者や親族に支払った給与を必要経費と認めるものですが、適用を受けようとする年の3月15日まで（その年1月16日以後に事業を開始した場合には、開始の日から2カ月以内）に所定に事項を記載した書類を届け出なければなりません。

また、その事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間、その事業に専ら従事する必要があります。このため、他に職業があったり、関連法人の役員であれば、原則として適用を受けることはできません。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

9月の税務スケジュール

10日	○8月分の源泉所得税の納付 (休日につき11日)
30日	○7月決算法人の確定申告 ○30年1月決算法人の中間申告 (予定申告) ○10月、30年1月、4月決算法人の消費税中間申告 (休日につき10月2日)
30日	○9月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき29日)

今月の贈る言葉『楽を求めたら苦しみしか待っていない』 by 野村克也